

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表22の項により個人番号を利用することができるのは、法による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 法第31条の費用の徴収に関する事務2 法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務3 法第45条第4項の精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務4 法第45条の2第1項若しくは第3項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。)第10条の2第1項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務5 施行令第7条第1項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務6 施行令第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務7 施行令第9条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務8 施行令第10条第1項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	高齢・障がい福祉システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名、税宛名) 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉法関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表22の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(障害者関係情報)」が含まれる項(14、18、20、37、42、48の項)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による「入院措置」、「費用の徴収」又は「精神障害者保健福祉手帳の交付」のいずれかが含まれる事務であって主務省令で定めるもの(38、39、40、41の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐づけを行い、その記録を残している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【基礎】Ⅰ－5②所属長	障がい福祉課長 長谷川惠美	障がい福祉課長 松原 和幸	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
平成27年12月28日	【基礎】Ⅰ－1②事務の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第27条第1項又は第2項の診察に関する事務 2 法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務 3 法第31条の費用の徴収に関する事務 4 法第38条の4の退院等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第40条の仮退院の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第45条第4項の精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第45条の2第3項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「施行令」といふ。)第7条第1項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 10 施行令第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 11 施行令第9条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 12 施行令第10条第1項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第31条の費用の徴収に関する事務 2 法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第45条第4項の精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 法第45条の2第3項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「施行令」といふ。)第7条第1項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 6 施行令第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 7 施行令第9条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 施行令第10条第1項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 	事後	番号法別表第1主務省令の改正により、措置入院の事務においては個人番号を利用しないこととなった
平成27年12月28日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神障害者保健福祉手帳」に関する情報または「障害者関係情報」が含まれる項(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による「入院措置」に関する情報が含まれる項(56の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による「入院措置」、「費用の徴収」又は「精神障害者保健福祉手帳の交付」のいずれかが含まれる事務であって主務省令で定めるもの(22、23、24、25の項)</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神障害者保健福祉手帳」に関する情報または「障害者関係情報」が含まれる項(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による「費用の徴収」または「精神障害者保健福祉手帳の交付」のいずれかが含まれる事務であって主務省令で定めるもの(23、24、25の項)</p>	事前	番号法別表第1主務省令の改正により、措置入院の事務において個人番号を利用しないこととなり、番号法別表第2主務省令についても、今回の改正において削除予定となっている
平成31年3月7日	【基礎】Ⅰ－5②所属長の役職名	障がい福祉課長 松原 和幸	障がい福祉課長	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	【基礎】Ⅳ リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年6月16日	【基礎】Ⅰ－1②事務の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第31条の費用の徴収に関する事務 2 法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第45条第4項の精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 法第45条の2第3項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「施行令」といふ。)第7条第1項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 6 施行令第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 7 施行令第9条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 施行令第10条第1項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第31条の費用の徴収に関する事務 2 法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第45条第4項の精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 法第45条の2第1項若しくは第3項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「施行令」といふ。)第10条の2第1項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 5 施行令第7条第1項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 6 施行令第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 7 施行令第9条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 施行令第10条第1項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 	事後	記載不備による追加

令和2年6月16日	【基礎】I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神障害者保健福祉手帳」に関する情報または「障害者関係情報」が含まれる項(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置」に関する情報が含まれる項(56の2の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(障害者関係情報)」が含まれる項(10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置」に関する情報が含まれる項(56の2の項)	事後	法改正による情報連携項目の追加、記載不備による追加
令和8年3月9日	【基礎】I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正による記載内容の修正
令和8年3月9日	【基礎】I-1②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の14の項により個人番号を利用することができるのは、法による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表22の項により個人番号を利用することができるのは、法による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	法改正による記載内容の修正(別表第一の14⇒別表の22)
令和8年3月9日	【基礎】I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条	番号法第9条第1項 別表22の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条	事後	法改正による記載内容の修正
令和8年3月9日	【基礎】I-4②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(障害者関係情報)」が含まれる項(10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置」に関する情報が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による「入院措置」、「費用の徴収」又は「精神障害者保健福祉手帳の交付」のいずれかが含まれる事務であって主務省令で定めるもの(22、23、24、25の項)	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(障害者関係情報)」が含まれる項(14、18、20、37、42、48の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による「入院措置」、「費用の徴収」又は「精神障害者保健福祉手帳の交付」のいずれかが含まれる事務であって主務省令で定めるもの(38、39、40、41の項)	事後	法改正による記載内容の修正
令和8年3月9日	【基礎】IV-8リスクへの対策	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目
令和8年3月9日	【基礎】IV-8判断の根拠	(なし)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	様式改定に伴う記載項目
令和8年3月9日	【基礎】IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改定に伴う記載項目
令和8年3月9日	【基礎】IV-11当該対策は十分か	(なし)	特に力を入れている	事後	様式改定に伴う記載項目
令和8年3月9日	【基礎】IV-11判断の根拠	(なし)	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐付けを行い、その記録を残している。	事後	様式改定に伴う記載項目